

成長力が高く地域経済を牽引する 中堅企業の成長を促進する政策について

2024年4月

経済産業省 四国経済産業局

中堅企業政策の検討の方向性

(背景)

- 中堅企業は、以下の特徴を有し、**地域の若年層の所得増加**を通じた少子化対策に貢献。さらに、成長企業への**経営資源の集約化や労働移動を通じた新陳代謝の受け皿**となっている。
 - 大企業が海外投資を積極化する中、**国内投資・国内売上**を拡大し、**国内経済の成長に最も大きく貢献**
 - **地方に多く立地**し、また、**大企業を上回る従業員数・給与総額の伸び率**
- 中堅企業の主な成長戦略は以下のとおり。
 - 【**グローバル展開型**】 サプライチェーン強靱化の要請の中で、**技術力を生かした成長分野への積極投資**
 - 【**内需主導型**】 深刻な人手不足を契機に、**中小企業をM&Aし、グループ全体の収益力を向上**
- 他方、以下の事由により、ポテンシャルを活かしきれていない状況。大企業へと成長を遂げる中堅企業の割合も国際的に低い。
 - **大企業より劣る投資余力**による成長投資の逡巡
 - M&Aにかかる**資本力・ノウハウ・人材が不足**
 - **海外展開やGX等の事業環境に関する情報収集力や成長意欲にばらつき**

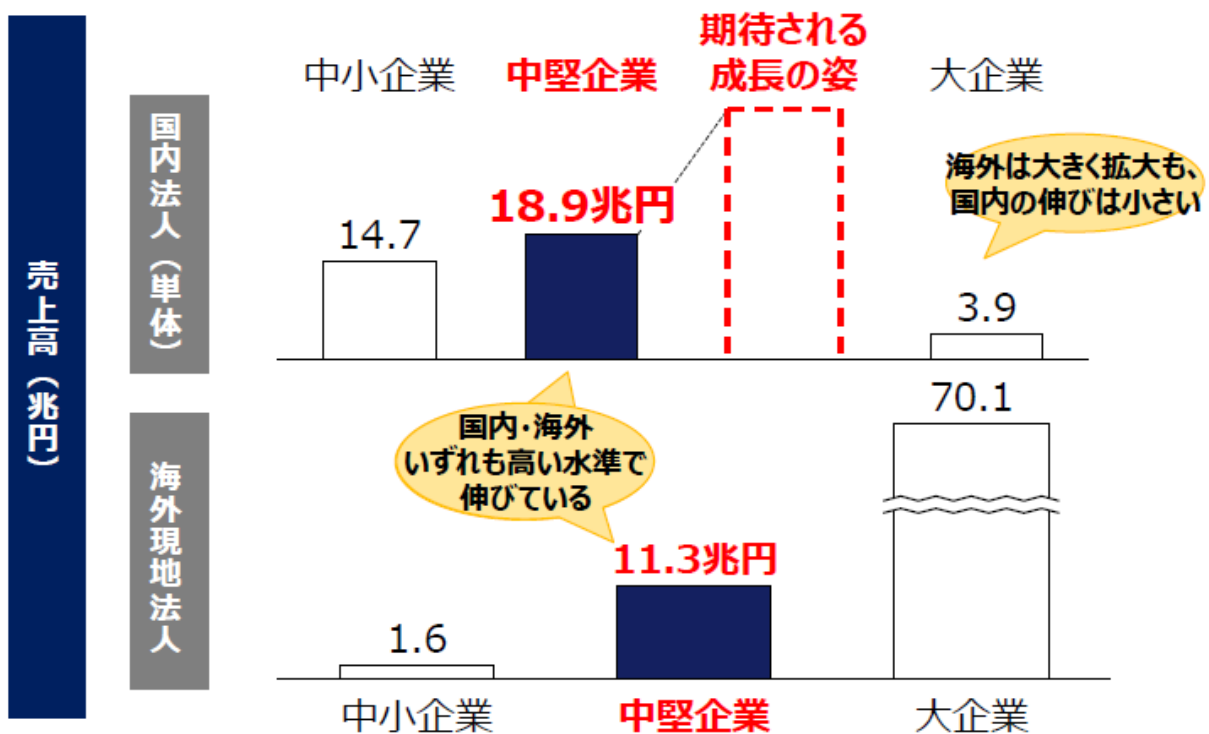
(政策的措置)

- 産業競争力強化法では、**既存法令での定義**に加え、規模の拡大とともに**経営の高度化や商圏の拡大・事業の多角化**といったビジネスの発展が見られ、**2,000人を超えると十分に生産性が高まる傾向**を踏まえ、**中堅企業の定義の外縁を「従業員数2,000人以下」としてはどうか**（大部分の中堅企業は従業員数百人規模に分布）。
- 更に、成長に向けた中堅企業特有の課題を踏まえ、**賃上げや成長投資等に特に意欲的に取り組む「成長志向のある」中堅企業に係る支援制度を創設し、成長投資・M&Aの促進**を支援する税制措置を検討してはどうか。
- 法律のみならず、**持続的な賃上げを可能とする省人化等の大規模投資支援（経済対策）**等を皮切りに、地域金融機関やPEファンド、自治体、経済産業局等の**支援機関との連携を強め、リスクマネーや経営人材の流れを生み出し、中堅企業の自律的な成長を促し続けるエコシステムの構築**を目指してはどうか。

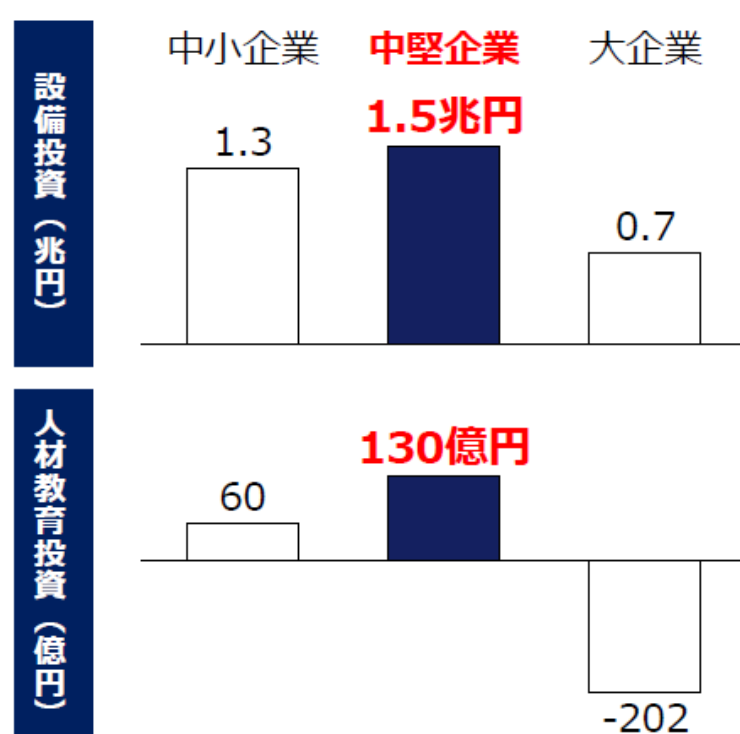
(参考) 中堅企業の重要性①：国内経済、国内投資等への貢献

- 中堅企業は、海外拠点の事業を拡大しつつも、国内拠点での事業・投資も着実に拡大し、国内経済の成長に最も大きく貢献。
- 他方、大企業は、この10年間で圧倒的に海外拠点での事業を拡大してきた。今後成長する中堅企業が、国内投資志向の成長戦略を描けるかどうか、日本経済の持続的な成長に決定的に重要。

過去10年間における国内・海外現地の売上高の伸び*1,2



過去10年間における国内投資の伸び*3



*1 中小企業：中小企業基本法上の中小企業者、中堅企業：従業員数2,000人以下（中小企業除く）、大企業：従業員数2,000人超（中小企業除く）

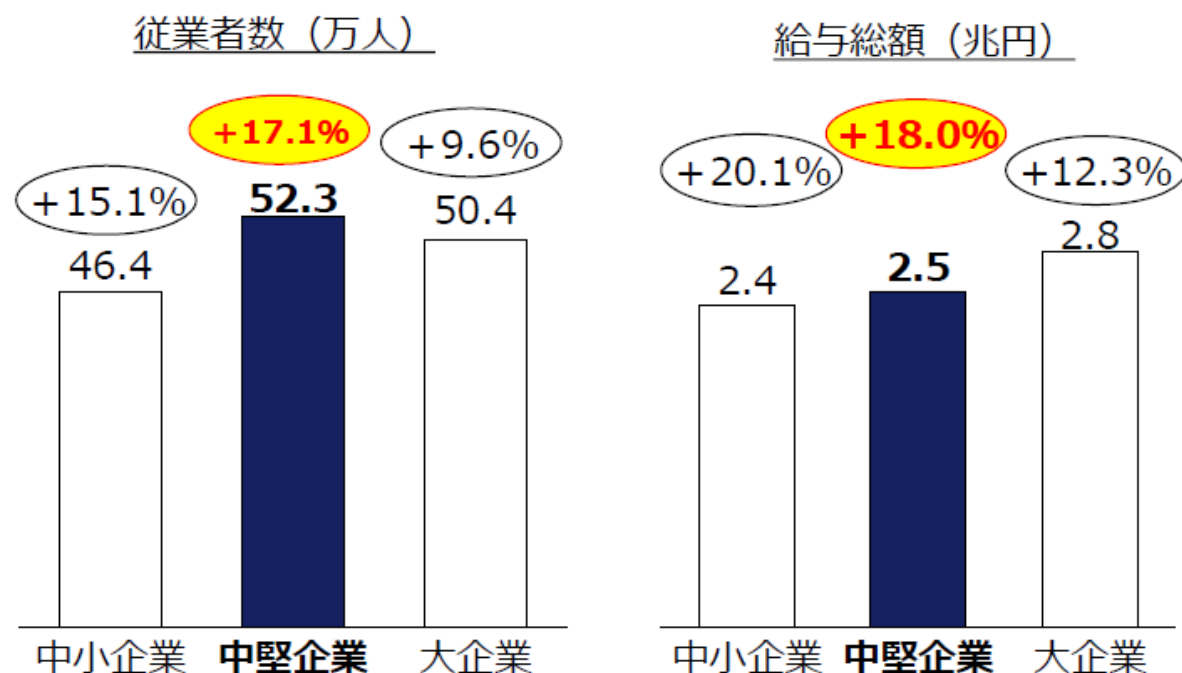
*2 国内法人（単体）は、2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業（従業員50人以上かつ資本金3,000万円以上、n=22,948）のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の売上高の増減額。海外現地法人は、2012・2022年度の企業活動基本調査・海外事業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業（n=2,333）のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の海外現地法人（子会社）の売上高の増減額。

*3 2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の有形固定資産当期取得額、能力開発費（研修参加費、留学費等）の増減額。

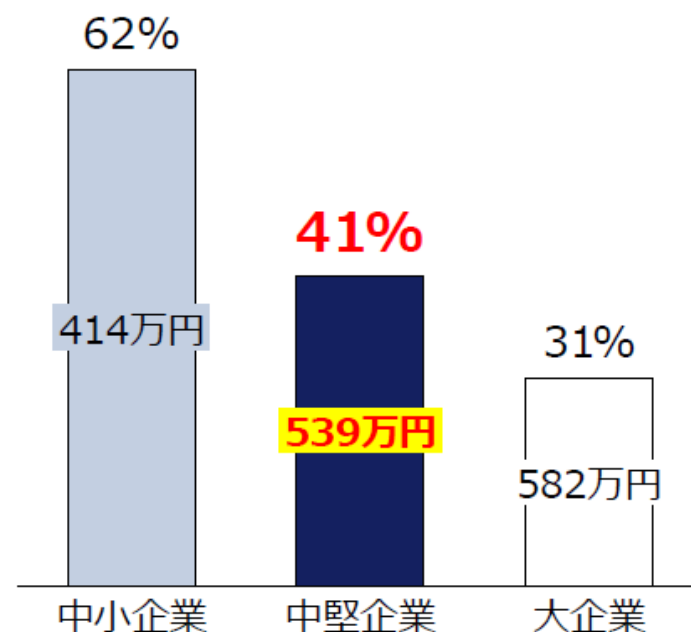
(参考) 中堅企業の重要性②：地域での賃金水準引き上げ

- 日本全体の賃上げを実現するには、従業員数・給与総額の伸び率が大企業を上回り、さらに地方に多く立地し、良質な雇用の提供者となっている中堅企業の果たす役割が大きい。
- 中堅企業は一社あたりの従業員数も中小企業より大きく、成長投資等により規模拡大し賃上げすることは、取引先や周辺企業への波及も含め、地域の賃金水準の引き上げに貢献することに加え、良質な雇用を生む成長企業への経営資源の集約化など前向きな新陳代謝の受け皿としての役割も期待される。

中小・中堅・大企業の10年間の伸び額・率^{*1,2}



大都市圏以外の立地割合と
1人当たり給与支給総額^{*1,3}



*1 中小企業：中小企業基本法上の中小企業者、中堅企業：従業員数2,000人以下（中小企業除く）、大企業：従業員数2,000人超（中小企業除く）

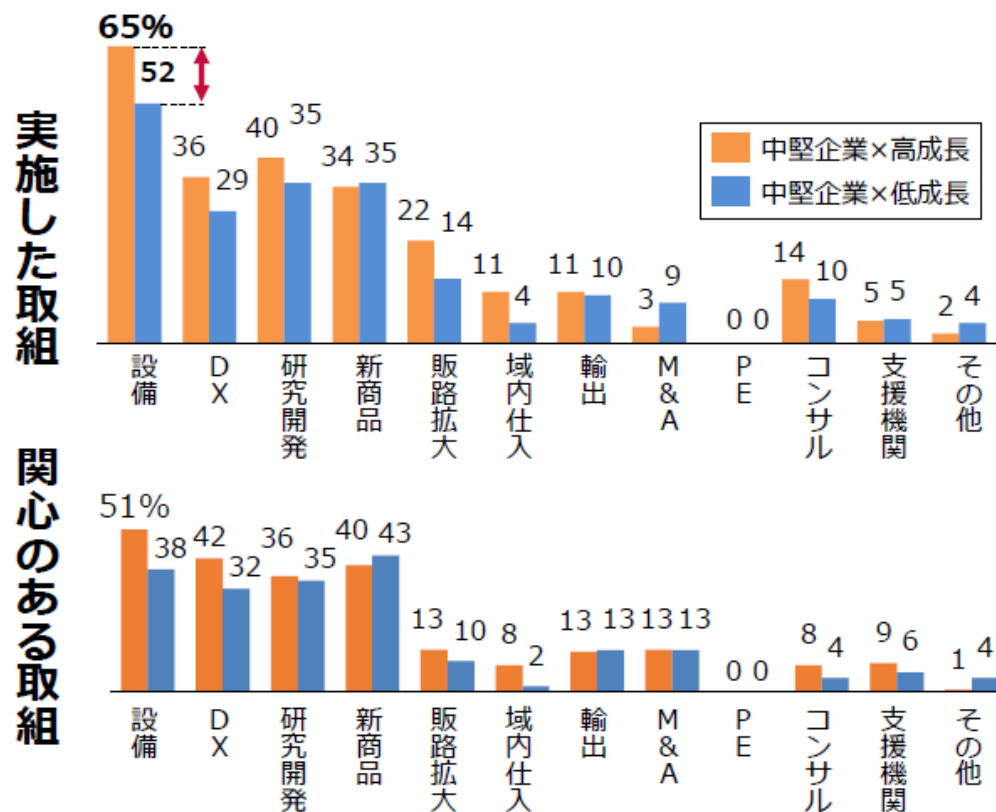
*2 2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の増減額・率

*3 2022年度の企業活動基本調査に回答した企業（親会社がある企業除く）の所在地（大都市圏：東京都、愛知県、大阪府）及び従業員一人当たり給与支給総額（従業員は就業時間換算）。

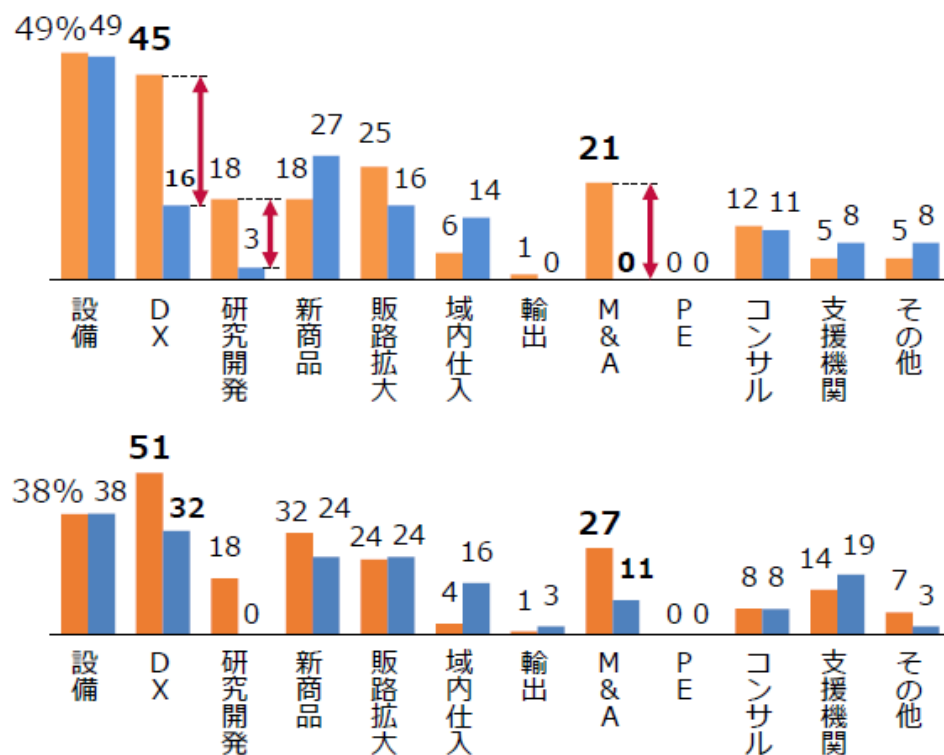
(参考) 成長志向の中堅企業の取組

- 地域未来牽引企業選定の中堅企業のうち、**売上高成長率の上位1/3企業群**と**下位1/3企業群**がそれぞれ「実施した取組」を分析すると、**グローバル展開型（G型）**では**設備投資、内需主導型（L型）**では**DX、研究開発、M&Aに顕著な差**。
- ニーズはあるが実施できていない取組（＝関心のある割合が実施した割合よりも高い項目）については、特に**L型企業のDXとM&Aが顕著**。

G型（製造業・卸売業）



L型（小売業・サービス業・その他）



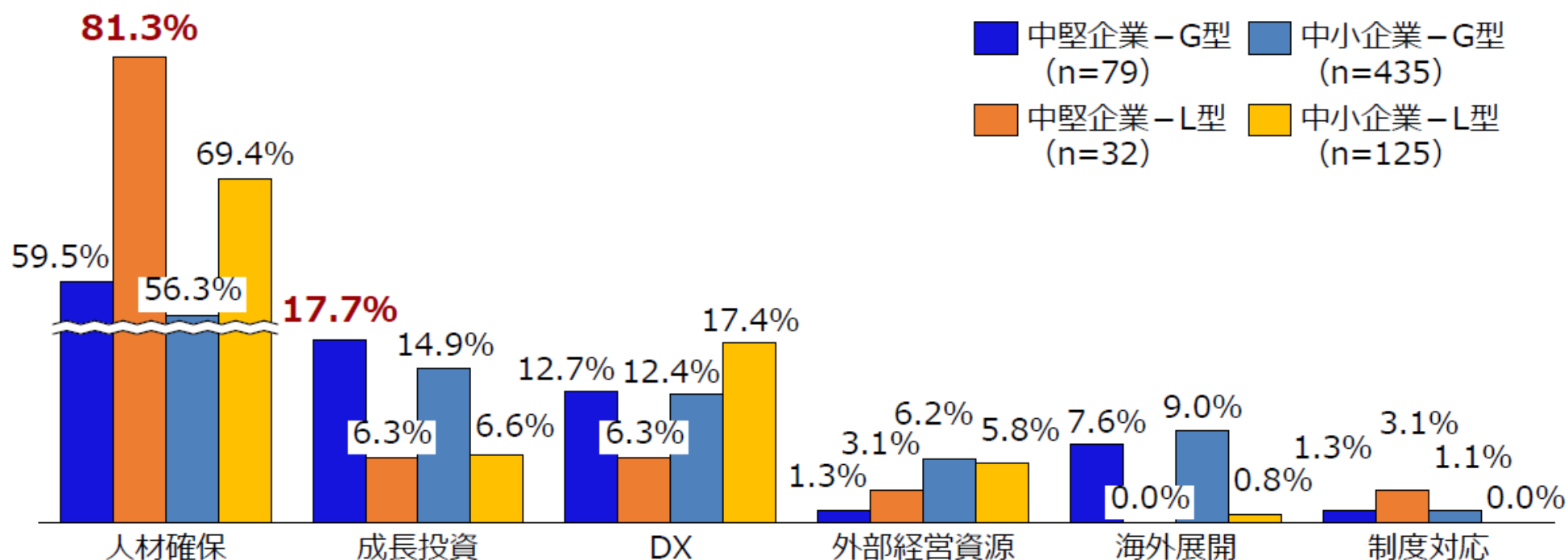
*1 地域未来牽引企業とは、地域内外の取引実態や雇用・売上高を勘案し、地域経済への影響力が大きく、成長性が見込まれるとともに、地域経済のバリューチェーンの中心的な担い手及び担い手候補として経済産業省が選定した企業
 *2 中小企業：従業員数0~300人、中堅企業：従業員数301~2,000人。

*3 地域未来牽引企業中間評価に係る調査に回答した全企業について、2017-2021年の売上高伸び率の上位1/3企業群（≒売上高成長率+13%以上）と下位1/3企業群（≒売上高成長率-6%以下）に分けて回答率を算出。

(参考) 中堅企業が成長する際の経営課題

- 地域未来牽引企業を対象に「今後成長していくにあたって最大の経営課題」を調査。
- 全ての企業群に共通して人材確保が最大の課題だが、特に中堅企業で顕著。
- 中堅企業のうち、G型（製造業・卸売業）とL型（小売り業・サービス業・その他）を比較すると、G型では大規模成長投資、L型では人材確保が特徴的な課題。

今後成長していくにあたって最大の経営課題



*1 中小企業：従業員数0~300人、中堅企業：従業員数301~2,000人。

出所 経済産業省「地域未来牽引企業アンケート」

(参考) グローバル展開型 (G型) 成長パターン : 成長分野での大規模投資

経営戦略

- 技術的優位を磨き続け、ニッチ分野を含む成長市場において、グローバルに製品を供給し、世界シェアを維持・拡大していくことを目指す。

- 中堅企業は、グローバルに生産拠点を整備する一方、技術流出のおそれ等からコア技術を活用したマザー工場や研究開発拠点は国内に留めたいが、足元の物価高騰や人手不足等の課題を踏まえ、海外での投資も検討。

(従業者数数百人規模の中堅メーカーであれば、海外に数カ所の製造拠点を有しているケースが多い。)

中堅企業 特有の課題

- 研究開発、生産能力増強のため、中小企業とは異なる大規模な投資が必要。大企業に比して投資余力・情報収集力が劣るため、市場成長が不透明な場合に投資を逡巡。

(※売上高利益率は、大企業 7%、中堅企業 4%、中小企業 3%)

- こうした大規模投資には長期計画が不可欠だが、経営者の意欲、経営企画・管理人材の不足で出遅れるケースあり。
- 更に、新規拠点開設のための用地に係る土地利用規制 (農地転用許可、市街化調整区域での開発許可等) など行政手続きの対応も課題に。

(参考) 内需主導型 (L型) 成長パターン: M&Aを通じた経営資源の集約化・効率化

経営戦略

- 組織の大規模化により上昇する経営管理コストについて、システム統合・データ共有/活用等 (DX) による高度化・コストダウンや、分社化・権限委譲等のグループ経営による管理体制強化を通じて収益力強化。
- 事業承継が困難となる中小企業等も増える中、自前主義ではなくM&Aによって事業拡大に必要な技術や販路を外部から調達することも有効な手段。

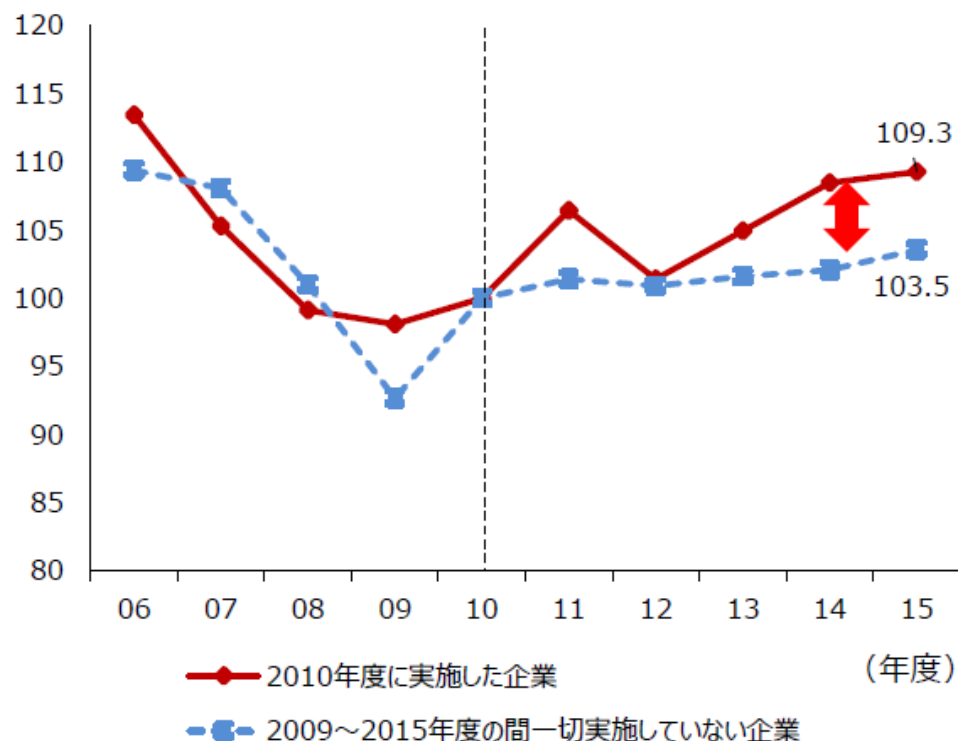
中堅企業 特有の課題

- 経営人材の採用は苦戦。中堅企業の中には、外部資本を入れて上場を目指す企業もいるが少数。中堅企業をターゲットとしたファンドが少なく、ファンドの資金供給規模も海外ファンドと比べると小さい。
- M&Aによる技術・ノウハウ (異なる経営方針) の獲得に関心が高まっているが、M&A時の案件発掘・資金調達・経営統合に必要な資本力・ノウハウ・人材等が不足しており、継続的なM&Aの実行に躊躇してしまうという課題が存在し、増加する売却希望企業の経営資源を有効に活用出来ていない。

(参考) 中堅企業によるM&Aの有効性

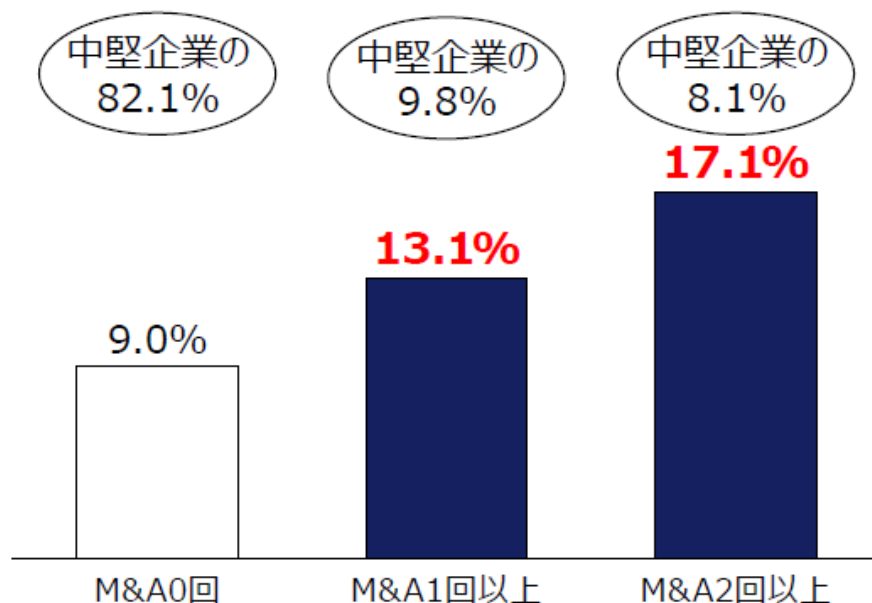
- 経営力の高い中堅企業が中小企業等のM&Aを行うことで、優良な経営ノウハウを有する企業が経営資源を集約化し、自社の成長とM&Aされた企業についても収益力・賃金の向上を図っていくことが重要。
- 特に、**L型企業においては、M&Aの回数に応じて売上高の伸びが顕著であり、成長の有効な手段。**

M&A実施企業と非実施企業の労働生産性



(注) 2010年度 = 100として指数化

L型中堅企業におけるM&A回数と過去10年間の平均売上高成長率

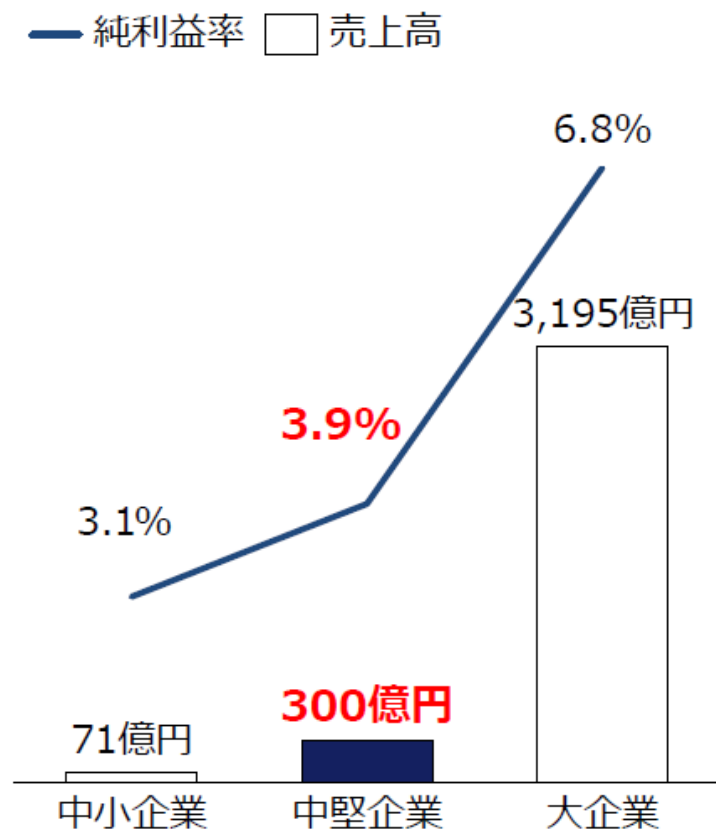


- *1 中堅企業：従業員数2,000人以下（中小企業基本法の中小企業除く）
- *2 M&A数は2011年度から2020年度までに行った買収（子会社化）の件数
- *3 売上高成長率は、2011年度と比較した2021年度の売上高の変化率

(参考) 企業規模別の1社あたり売上高・純利益率の差

- 企業規模別の1社あたり売上高・純利益率について、中堅企業と大企業との間に特に大きな差。

2021年度 規模別の1社あたり売上高・純利益率*1

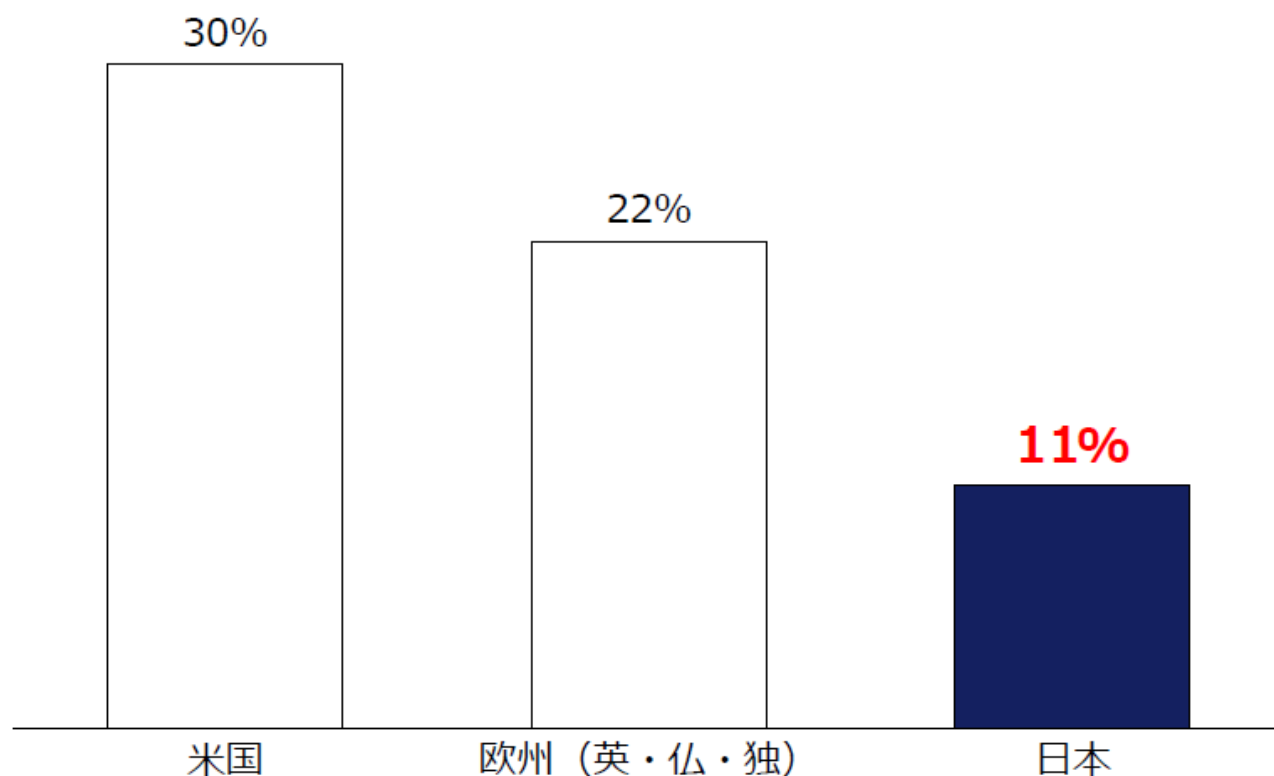


*1 中小企業：中小企業基本法上の中小企業者、中堅企業：従業員数2,000人以下（中小企業除く）、大企業：従業員数2,000人超（中小企業除く）

(参考) 中堅企業から大企業への成長割合は低い

- 他方、中堅企業から大企業への成長割合は国際的に見ても低い状況にあり、中堅企業のポテンシャルを活かしきれていない可能性。

過去10年間で中堅企業から大企業へと従業員規模が成長した企業の割合

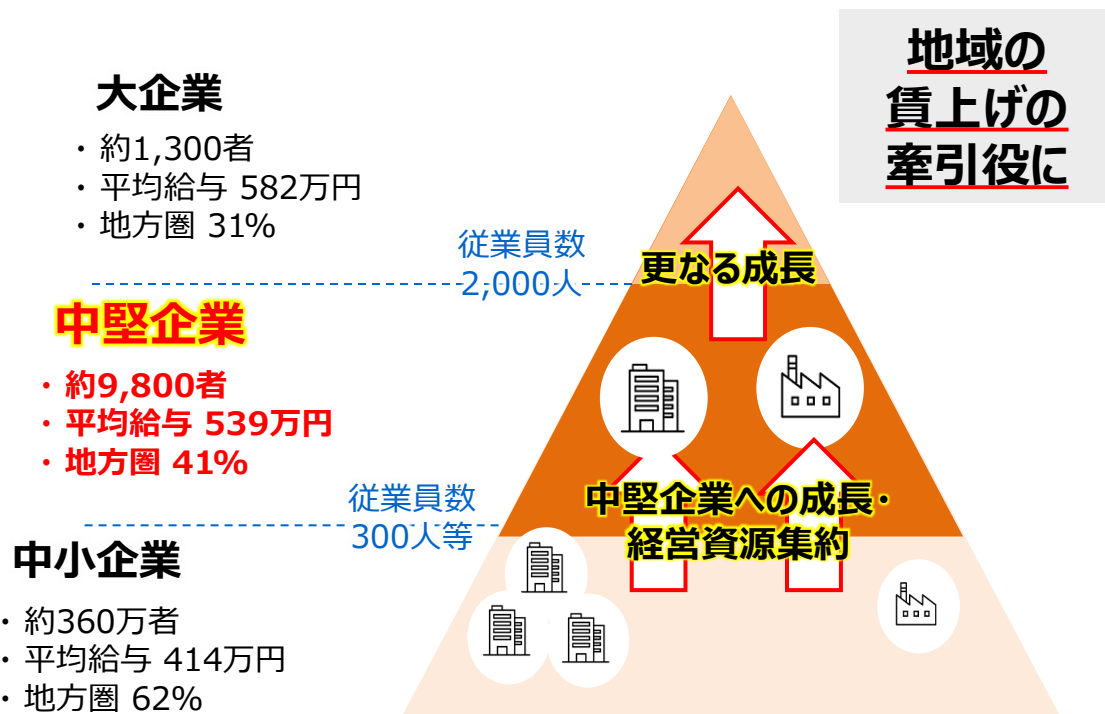


*1 中堅企業：従業員数301~2,000人、大企業：従業員数2,000人超

*2 2011年度時点で中堅企業であった上場企業のうち、2021年度に大企業（従業員数2,000人超）となった企業の割合

中堅企業政策 3つの対策の創設

- 中堅企業は国内で事業・投資を拡大し、地域での賃上げにも貢献している重要な存在。中堅企業の国内投資を強力に後押しする。
- 経営力の高い中堅企業による中小企業のグループ化を通じた収益力向上、経営資源の集約、労働移動を進め、産業構造の新陳代謝を加速化する。



中堅元年『3つの対策』の創設

- ① 賃上げ原資確保のための省力化等の**大規模成長投資支援の創設**
 - ・補正予算（経済対策）で**3年3,000億円**
 - ・地域未来投資促進税の「**中堅企業枠**」創設（税額控除率の引き上げ）
- ② **賃上げ促進税制の中堅企業枠の創設**
 - ・大企業向け税制よりも、賃上げ率4%に対する税額控除率を引き上げる等、**措置を強化**
- ③ **経営力の高い中堅企業等に経営資源を集約化し賃上げに繋げるグループ化税制の創設**
 - ・中堅企業等が事業承継に課題を抱える中小企業を**複数回M&A（グループ化）**を行う場合に**税制面のインセンティブ**を付与

対策①

1. 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
1 予算額	総額3,000億円（令和8年度までの国庫債務負担含む） ※令和5年度補正予算1,000億円
2 補助上限額	50億円（補助率1/3以内）
3 補助事業期間	交付決定日から最長で令和8年12月末まで ※ただし、補正予算の早期執行の観点から、極力、令和6年度（令和7年3月）末までに設備等の支払い・設置を前倒しする投資計画の策定をお願いいたします。
4 補助対象者	中堅・中小企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等） ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象となります。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。
5 補助事業の要件	① 投資額10億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ② 賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
6 補助対象経費	建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限ります。なお、土地代は対象外です。

2. 賃上げ要件について

- 補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）の補助事業に関わる従業員及び役員の1人当たり給与支給総額と比較した、基準年度の3事業年度後（最終年度）の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、補助事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（基準率）以上であることが必要です。
- 具体的には、申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標を従業員等に表明の上、達成することが要件となります。

計算式

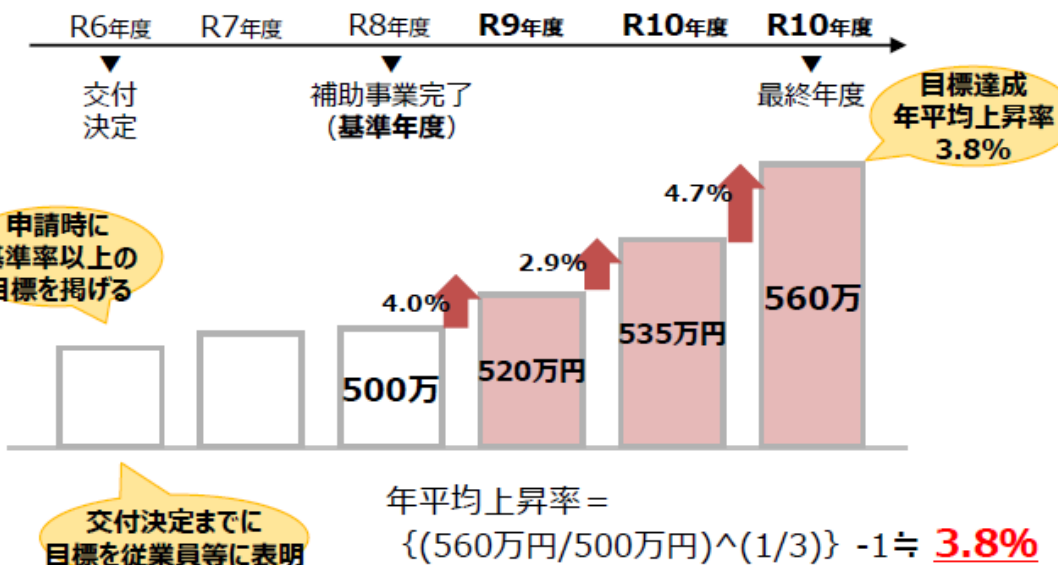
$$\text{年平均上昇率目標} = \{ (A / B) ^ C \} - 1 \geq \text{基準率}$$

A : 最終年度の1人当たり給与支給総額
B : 基準年度の1人当たり給与支給総額
C : 1/3

事例

補助事業実施場所が石川県の場合

目標とする年平均上昇率3.5% > 石川県の基準率（3.0%）



注意

補助金返還となる場合

- ① 交付決定までに目標を従業員等に表明しなかった場合
- ② 基準年度の1人当たり給与支給総額が、申請時の直近の事業年度の1人当たり給与支給総額を下回っている場合
- ③ 申請時に掲げた目標を達成できなかった場合（未達成率に応じて返還）

※天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く
※補助金返還となった場合も事業者名は公表しない

(参考) 貸上げ要件の基準率について

都道府県別の基準率

都道府県	年平均上昇率	都道府県	年平均上昇率	都道府県	年平均上昇率	都道府県	年平均上昇率
北海道	2.8%	東京	2.5%	滋賀	2.9%	香川	3.0%
青森	3.3%	神奈川	2.5%	京都	2.7%	愛媛	3.3%
岩手	3.2%	新潟	3.0%	大阪	2.6%	高知	3.3%
宮城	3.0%	富山	2.9%	兵庫	2.8%	福岡	2.9%
秋田	3.3%	石川	3.0%	奈良	2.9%	佐賀	3.4%
山形	3.4%	福井	3.0%	和歌山	3.0%	長崎	3.3%
福島	3.1%	山梨	3.0%	鳥取	3.4%	熊本	3.3%
茨城	3.0%	長野	2.9%	島根	3.4%	大分	3.4%
栃木	2.9%	岐阜	2.9%	岡山	2.9%	宮崎	3.3%
群馬	2.9%	静岡	2.8%	広島	2.8%	鹿児島	3.3%
埼玉	2.7%	愛知	2.7%	山口	3.0%	沖縄	3.3%
千葉	2.8%	三重	2.8%	徳島	3.2%	(参考) 全国平均	3.0%

※補助事業を実施する都道府県の年平均上昇率（複利計算）を基準値とします

3. 補助対象経費

項目	詳細	備考
1 建物費	専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・生産設備等の導入に必要な「建物」、建物と切り離すことのできない「建物附属設備」、及びその「付帯工事（土地造成含む）」は対象 ・建物の単なる購入や賃貸、土地代、建物における構築物（門、塀、フェンス、広告塔等）、撤去・解体費用は対象外
2 機械装置費	① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」は対象 ・「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」は対象外 ・事業者とリース会社が共同申請をする場合には、機械装置又はシステムの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能
3 ソフトウェア費	① 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・「パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用」は対象外
4 外注費	補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	<ul style="list-style-type: none"> ・「成長投資計画の作成に要する経費」、「外注先が機械装置等の設備やシステム等を購入する費用」、「外部に販売・レンタルするための量産品の加工を外注する費用」は対象外
5 専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費が対象 ・「成長投資計画の作成に要する経費」は対象外

※導入しようとする建物、機械装置、器具備品、ソフトウェア等について、他の国の補助金、地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の併用は不可とします。

※詳細は公募要領をご参照ください。

4. 審査基準

- 審査は以下の項目を定量的・定性的に審査し、採択事業者を決定します。

1

経営力

- 経営戦略上の補助事業の位置付けを踏まえ、**補助事業を通じて企業自身の持続的な成長につながるが見込まれるか。**
 - **長期成長ビジョン**（5～10年後の社会に価値提供する自社のありたい姿 等）
 - **外部環境・内部環境の認識を踏まえた事業戦略**（市場・顧客動向、自社の強み・弱み、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の状況等を踏まえて取り組む事業内容（補助事業含む） 等）
 - **成果目標・経営管理体制**（定量的な成果目標とその達成に向けた効率的な体制の構築状況 等）

2

先進性・成長性

- 補助事業で取得した設備等により生み出す製品・サービスや生産方式等は、**自社の優位性が確保できる差別化された取組か。**
- 補助事業により、**労働生産性の抜本的な向上**が図られ、当該事業における**人手不足の状況が改善される取組か。**
- 補助事業に関連する製品・サービス等の売上高が、当該事業の**市場規模の伸びを上回る成長が見込まれるか。**

3

地域への波及効果

- 補助事業により、従業員1人当たり給与支給総額、雇用、取引額の増加等、**地域への波及効果が見込まれる取組か。**
- **リーダーシップの発揮により、地域企業への波及効果、連携による相乗効果が見込まれるか。**（主にコンソーシアム形式の場合を想定）

※地域波及効果が一層高い事業者を政策的に支援するため、「地域未来牽引企業」や「パートナーシップ構築宣言登録企業」には加点を行います。

4

大規模投資・費用対効果

- **収益規模に応じたリスクをとった大規模成長投資であるか。**
- 補助金額に対して、**生み出される付加価値額が相対的に大きな取組か。**
- 従前よりも一段上の成長・賃上げを目指す等、**企業の行動変容**が示されているか。

5

実現可能性

- 補助事業を適切に遂行できる、**財務状況・実施体制等が十分に確保されているか。**
- 補助事業の事業化に向けた**課題設定・解決方法・スケジュールが適正**に見込まれており、実現可能性が高いか。
- 補助事業によって提供される製品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、**市場ニーズの有無を検証**できているか。

5. スケジュール

- 3月6日 : 1次公募 開始、サポートセンター開設
- 4月30日 : 1次公募 締切
- 5月中旬～6月中旬頃 : プレゼンテーション審査（申請企業の経営者等が出席）
- 6月中下旬頃 : 採択発表（以降順次、交付決定）
- 1次公募終了後、2次公募を予定

※ 本事業に関する個別のお問い合わせについては、サポートセンターにて対応させていただきます。
※ よくあるご質問については、事務局ホームページに掲載しているFAQ（次ページに一部抜粋）に回答を追加する予定です。

【サポートセンターご連絡先】

- ・ 電話番号：050-3667-8453
- ・ 質問受付フォーム：<https://seichotoushihojo.f-form.com/inquiry>

地域未来投資促進税制

- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大5%）を受けることができます。
- 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認の上、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。
建物・機械等を貸付けの用に供する場合や中古の建物・機械等の取得は、対象とはなりません。

STEP 1 : 都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

- ① 地域の特性の活用
- ② 高い付加価値の創出
- ③ 地域の事業者に対する経済的効果

STEP 2 : 国（主務大臣）による課税特例の確認

【適用期限：令和6年度末まで】

※詳細は事業実施場所を担当する経済産業局にお問い合わせください。

- ① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）

以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること

【通常類型】

・労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上

【サプライチェーン類型】

・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品製造
・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上等

- ② 設備投資額が2,000万円以上
- ③ 設備投資額が前年度減価償却費の20%以上（※）
- ④ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑤ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

（※）対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること。

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

税制適用の主な注意点

- 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となります。
 - 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります。
 - 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象となりません。
 - 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象となりません。
- ※ 詳細は国税庁HP(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5436.htm>)を御確認ください。

〈上乗せ要件〉（平成31年度以降の承認事業のみ）

要件⑥（（ア）または（イ））と要件⑦を満たすこと

- ⑥ （ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
（イ）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上（令和5年度以降の承認事業のみ）
- ⑦ 労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

※ サプライチェーン類型・災害特例の事業は上乗せ要件の対象外

大規模投資促進のための地域未来投資促進税制の拡充

- 地域未来投資促進税制は、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果をもたらすとして、主務大臣の確認を経た事業計画に基づき行う設備投資を促進する税制。
- 賃金・技術蓄積等の面で地域に大きな波及効果をもたらす成長志向の中堅企業が、躊躇することなく、さらに規模拡大していくために必要な大規模国内投資を後押しするための中堅企業枠を創設（税額控除率6%）。

改正内容

※赤字が改正箇所 【税制期限：令和6年度末まで】

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常	特別償却40% 又は税額控除4%
	【現行の上乗せ要件】 下記①を満たした上で、②または③を満たす ① 労働生産性の伸び率 5%*2 以上かつ投資収益率5%以上 ② 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上	特別償却50% 又は税額控除5%
	【中堅企業枠】 上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業 ロ：設備投資額が10億円以上であること ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること	特別償却50% 又は 税額控除6%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%	

賃金水準・成長意欲が高い中堅企業*3

1. 常時使用する従業員数が2,000人以下

※中小企業者及びみなし大企業を除く

2. 良質な雇用の創出

地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認

3. 将来の成長性

将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認

4. 経営力

成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

*2 中小企業基本法の中小企業者は労働生産性の伸び率4%以上

*3 産業競争力強化法において規定

対策② 賃上げ促進税制における中堅企業枠の創設

- 賃上げ促進税制（現行は大企業向け、中小企業向けに二分）について、地域において賃上げと経済の好循環の担い手として期待される中堅企業の賃上げ環境の整備に向けて、**中堅企業枠を創設**する。

【措置期間：3年間】

大企業	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乘せ	プラチナくるみ or プラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%
	+ 4%	15%					
	+ 5%	20%					
+ 7%	25%						
中堅企業 ※1	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乘せ	プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%
	+ 4%	25%					
中小企業	全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 1.5%	15%	+ 5%	10% 上乘せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%
	+ 2.5%	30%					

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※2。

※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。

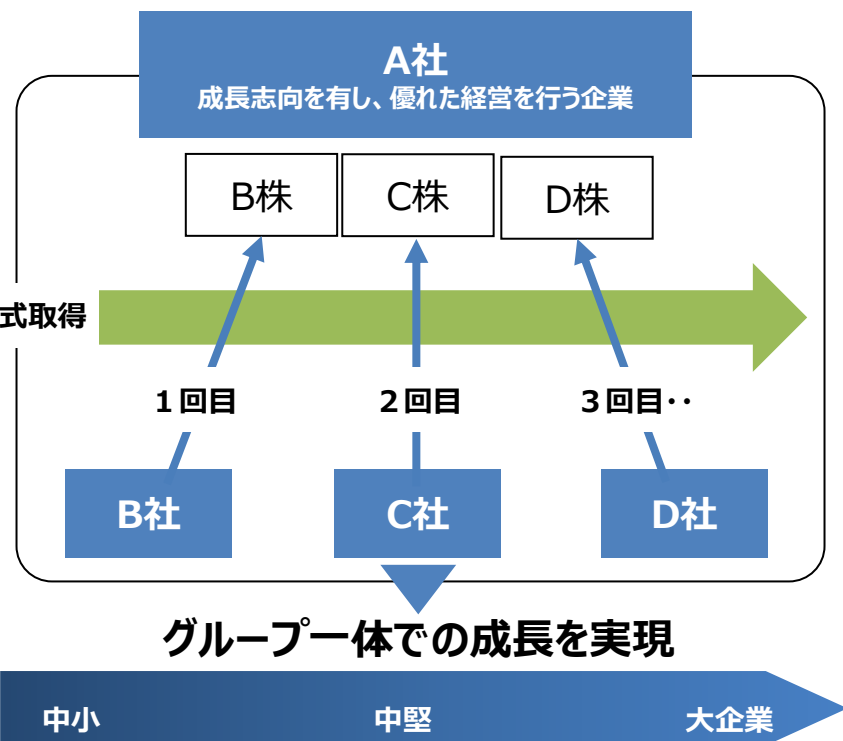
※2 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

対策③

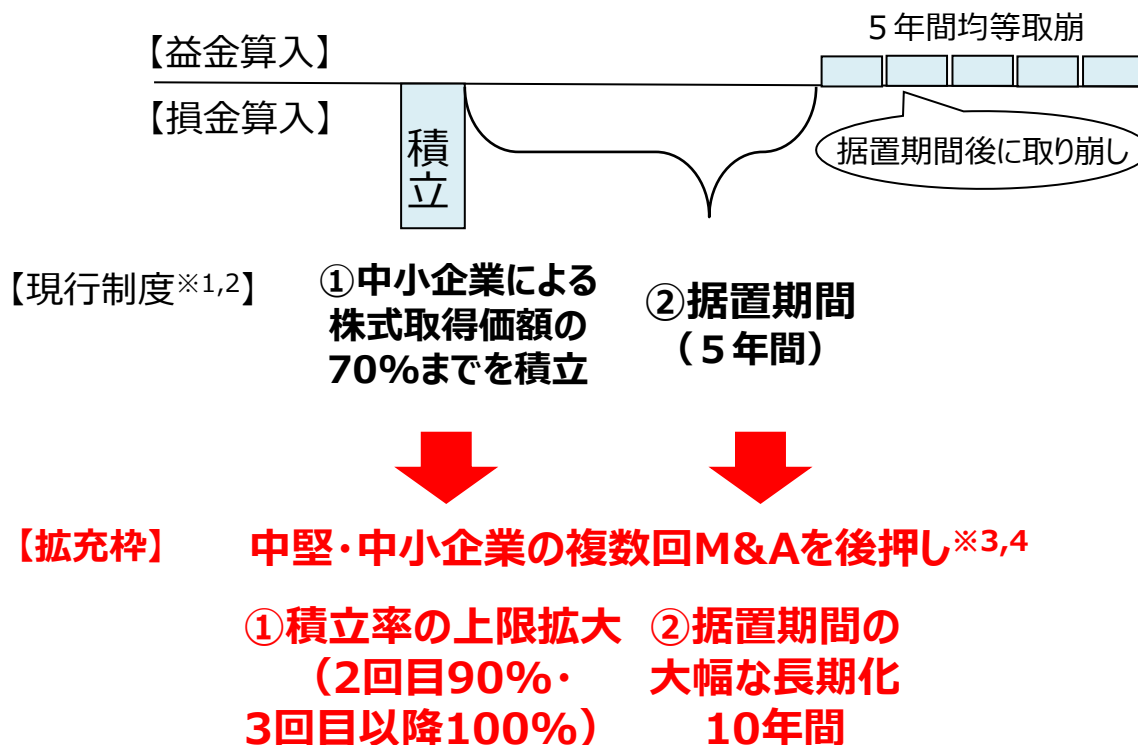
中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長（グループ化税制）

- 成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しする観点から、準備金制度を中堅企業も対象に、複数回のM&Aを行う場合の積立率をM&A2回目90%、3回目以降100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化する新たな枠を創設。

<グループ化に向けた複数回のM&A>



中小企業事業再編投資損失準備金 (黒：現行制度、赤：新設枠（要望）)



※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
※ 3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件（拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要）。
※ 4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。

本資料に関するお問い合わせ先

四国経済産業局 地域経済課 (087-811-8513)